

## 特例水準指定に係る審査基準

水準	指定要件
B水準	i 三次救急医療機関
	ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上」 かつ 「医療計画において5 疾病5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
	iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
	iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
	特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等
	36 協定において年960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること
	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと
連携B水準	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
	36 協定において年960 時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること
	連携 B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと
C-1水準	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること
	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、36 協定において年960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること
	C-1 水準を適用することによる地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がないこと
C-2水準	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が特定する技能(特定高度技能)を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること
	36 協定において年960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることが必要であること
	C-2 水準を適用することによる地域における高度な技術が必要とされる医療の提供体制に影響がなく、地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的である
各水準共通	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下「労働時間短縮計画」という。)の案が作成されており、作成された計画が以下の要件を満たすこと  ・当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項が全て記載されていること
	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
	労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと
	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること